

諮問第 645 号
環自野発第 2607232 号
令和 8 年 7 月 24 日

中央環境審議会
会長 大塚 直 殿

環境大臣 石原 宏 高
(公印省略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置
について (諮問)

環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

環境省レッドリストでは 3,587 種が絶滅危惧種とされており、我が国に分布する多くの種が絶滅の危機に瀕している。そのため、我が国に分布する絶滅危惧種の保全をより一層促進するための制度のあり方を検討する必要がある。

また、国際的に協力して保存を図るとされている絶滅危惧種についても、流通管理の適正化等を図る必要がある。

さらに、平成 30 年 6 月に施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 51 号) 附則第 10 条において、「政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

このため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第 1424 号
令和 8 年 7 月 27 日

中央環境審議会
自然環境部会
部会長 中村 太士 殿

中央環境審議会
会 長 大塚 直
(公 印 省 略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（付議）

令和 8 年 7 月 24 日付け諮問第 645 号をもって、環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。